

随意契約理由書

工事名：一級河川 神崎川 神崎川出張所衛星アンテナ (VSAT) 移設工事

西大阪治水事務所の所管する各水門及び排水機場は、高潮、津波及び洪水時に、府民の生命と財産を守る重要な防災施設である。

遠隔監視制御システムは、各水門及び排水機場の遠隔監視、遠隔操作を行うためのシステムであり、重要な役割をもつ。本工事は神崎川出張所の南側に大阪府警察単身寮の新設に伴い電波障害が生じるため遠隔監視制御システムの一部である衛星アンテナの移設を行うものである。

遠隔監視制御システムは独自に設計・製作されたものであり、衛星アンテナの移設においては、システム全体を十分に把握した技術的な試験調整が必要となる。

従って、本工事を施工するには当該設備の性能・構造に精通していることが必要な上、詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要となる。

以上のことから、本工事を履行できるのは当該機器の設計・製作・据付を行った三菱電機株式会社関西支社以外にその能力を有するものがないため、同社より見積りを徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。